

身体・知的障害者に新たな制度 4月15日から支援費制度がスタート

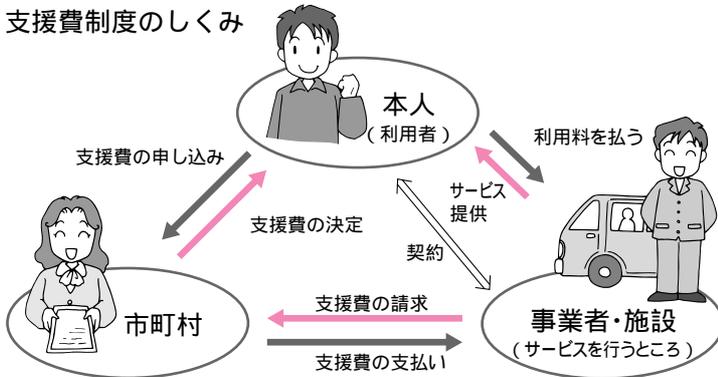
平成15年4月1日から、新たな障害者福祉サービスとして「支援費制度」が始まります。

この制度は、障害を持つかたが施設サービスや居宅サービス希望する場合、本人が自分で利用できる施設やサービス内容を選択できる制度です。これにより、今までの行政主導の措置制度による福祉サービスから、障害を持つかた自らが福祉サービスを選択し、事業者と利用契約を締結する制度へ移行することになります。

対象となるサービスは、障害者福祉に関わる「身体障害者福祉法」「知的障害者福祉法」「児童福祉法（障害児関係のみ）」に規定される施設支援および居宅支援です。ただし、障害児の施設支援である知的障害児施設・知的障害児通園施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・重症心身障害児施設は、これまでと同様に措置制度が残ります。支援費制度で利用できるサービスは、下の表のとおりです。

この「支援費制度」は、利用者とサービス提供者である事業者・施設、そして町の三者が協力して運営していきます。支援費の申し込みやサービスの利用、請求・支払いなどの流れは下の図のとおりです。

支援費制度のしくみ



なお、現在、身体障害者・知的障害者施設に入所されているかたには直接施設へ、また在宅でホームヘルプサービスやデイサービス等を受けているかたには各家庭へ、支援費制度のご案内」と「支援費支給申請書」をお送りしますので必要事項を記入のうえ、保健福祉課まで提出してください。

「施設に入りたい」とか、「ホームヘルパーに来てほしい」などの希望があるかたは、町の保健福祉課にお申し込みください。現在、受付中です。

支援費の決定
申し込みがされると町は利用者本人から障害の状態などを調査し、支援費支給の要否を検討します。支給が決定すると、利用者負担額も決定して、受給者証を交付します。

契約
利用者が自ら事業者・施設を選び直接契約を結びます。

サービスの提供
利用者が希望したサービスを事業者・施設から受けます。

利用料の支払い
利用者は所得状況に応じて町が決定した負担額を、事業者・施設に支払います。

支援費の請求
事業者・施設は町に支援費の支払いを請求します。

支援費の支払い
町は、事業者・施設に支援費を支払います。

	身体障害のある人が利用できるサービス	知的障害のある人が利用できるサービス	障害のある子どもが利用できるサービス
施設サービス	身体障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 (小規模授産施設を除く)	知的障害者更生施設 知的障害者授産施設 (小規模授産施設を除く) 知的障害者通園寮 国立コロニー	(これまでどおり措置制度) が残ります
居宅サービス	ホームヘルプサービス デイサービス ショートスティ	ホームヘルプサービス デイサービス ショートスティ グループホーム	ホームヘルプサービス デイサービス ショートスティ

支援費の対象となるサービス

申請・問い合わせ
役場保健福祉課(老人福祉センター内)
☎(84)4926